

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 3月30日
【会社名】	六甲バター株式会社
【英訳名】	ROKKO BUTTER CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 宏和
【本店の所在の場所】	神戸市中央区坂口通一丁目 3番13号
【電話番号】	078(231)4681(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 塚本 浩康
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区坂口通一丁目 3番13号
【電話番号】	078(231)4681(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 塚本 浩康
【縦覧に供する場所】	六甲バター株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目39番5号 水天宮北辰ビル) 六甲バター株式会社大阪支店 (大阪市淀川区宮原二丁目14番14号 新大阪グランドビル) 六甲バター株式会社名古屋支店 (名古屋市熱田区新尾頭三丁目4番45号 第2林ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年3月27日開催の当社第91回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 当社普通株式1株につき金15円 総額308,360,640円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成27年3月30日

その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役との間で会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定により、定款に当該規定を新設し、変更に伴う条数の繰り下げを行う。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、塚本哲夫、三宅宏和、中島雅一、塚本浩康、大濱計介、中山正夫、大川良、岡田裕之、笹井研二、中村行男、丸山泰次、京谷裕および佐藤容子を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、早川芳夫氏を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役11名（うち社外取締役1名）および監査役4名に対し、当期の業績を勘案して、総額4,000万円（取締役分3,655万円うち社外取締役分35万円、監査役分345万円）を役員賞与として支給し、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	161,795	228	0	(注)1	可決(99.8%)
第2号議案	161,885	138	0	(注)2	可決(99.9%)
第3号議案				(注)3	
塚本 哲夫	160,365	1,658	0		可決(98.9%)
三宅 宏和	160,656	1,367	0		可決(99.1%)
中島 雅一	160,516	1,507	0		可決(99.0%)
塚本 浩康	160,494	1,529	0		可決(99.0%)
大濱 計介	160,464	1,559	0		可決(99.0%)
中山 正夫	160,506	1,517	0		可決(99.0%)
大川 良	160,504	1,519	0		可決(99.0%)
岡田 裕之	160,425	1,598	0		可決(99.0%)
笹井 研二	160,499	1,524	0		可決(99.0%)
中村 行男	160,489	1,534	0		可決(99.0%)
丸山 泰次	160,499	1,524	0		可決(99.0%)
京谷 裕	155,422	6,601	0		可決(95.9%)
佐藤 容子	160,473	1,550	0		可決(99.0%)
第4号議案	156,668	5,360	0	(注)3	可決(96.6%)
第5号議案	161,601	407	0	(注)1	可決(99.7%)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注)2 議決権を行使することができる株主の議決権のうち3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注)3 議決権を行使することができる株主の議決権のうち3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上